◠・・・・・・・・・・・・*◠*
4 月から自転車の交通違反に「青切符」導入！何が変わるの？
◠・・・・・・・・・・・・*◠*
令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から、自動車などに適用されていた交通反則通告制度、いわゆる「青切符」制度が自転車にも適用されます。導入の背景や、導入によって何が変わるかなどをご紹介します。

■青切符導入の背景
これまで、自転車の交通違反で検挙までされると、いわゆる「赤切符」等を用いた刑事手続き（有罪となった場合は前科がつく）により処理されていました。

ただ、赤切符では、取締り時の書類作成や、取調べのための出頭など、青切符が導入されている自動車の交通違反と比べて時間的・手続き的な負担が大きく、検察に送致されても不起訴とされる場合があり、違反者に対する責任追及が不十分であると指摘がされていました。

さらに、自転車関連の交通事故件数は、令和 2 年（2020 年）以降、横ばいが続き、また、自転車乗車中の死亡・重傷事故のうち、約 4 分の 3 は自転車側にも法令違反があります。
こうしたことから警察は取締りを強化しており、交通違反の検挙件数は増加傾向にあります。

◎自転車の交通違反の検挙件数
平成 27 年 1 万 2,018 件、30 年 1 万 7,568 件、令和元年 2 万 2,859 件、令和 4 年 2 万 4,549 件、令和 5 年から急増し 4 万 4,207 件、令和 6 年 5 万 1,564 件。
（*警察庁「自転車を安全・安心に利用するためにー自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入ー【自転車ルールブック】令和 7 年 9 月」から作成）

こうした状況を踏まえ、迅速な処理を可能としつつ、悪質・危険な交通違反に対する実効性のある責任追及が求められました。

そこで、令和 8 年（2026 年）4 月から自転車にも青切符を導入し、迅速な処理を可能にしながら、違反者に前科がつくことをなくしつつ、違反者への実効性のある責任追及ができるようになります。

■「青切符」制度とは？
・対象
16 歳以上の者が行った自転車の反則行為（信号無視や一時不停止など、警察官が実際に見て、明らかに違反行為を行ったと判断できるもの）
（注：16 歳未満の違反者は、原則として指導警告による違反処理となる）

・処理方法
警察官から違反者に反則行為などが記載された「青切符」と、反則金の納付時に銀行や郵便局の窓口に持参する「納付書」が交付される。反則金を納めることで処理が終了し、刑事手続きには移行せず、前科がつかない

■青切符の導入で何が変わる？
青切符導入後は、違反の内容や態様に応じて、赤切符か青切符かの処理が分かれます。

●悪質・危険な反則行為をしたときや、実際に交通への危険を生じさせたときなど
　→『青切符』による処理
（例 1）ながらスマホ（注）、遮断踏切への立入り、ブレーキ不良など
注：ながらスマホにより、実際に交通の危険が生じた場合は赤切符による処理がされます。
（例 2）違反によって、歩行者が立ち止まった、他の車両が急ブレーキをかけたとき（交通事故は発生していないもの）
（例 3）警察官の指導警告に従わず、違反行為を続けたとき

●悪質・危険で、かつ重大な違反をしたときや事故を起こしたとき
　→『赤切符』による処理
（例 1）酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転など
（例 2）違反によって実際に交通事故を発生させたとき

-参考-上記以外の違反をしたとき
　　→指導警告による処理
（例）歩道でスピードを出して通行しているが、交通事故を起こす危険性が低いとき

■青切符により免許証の点数には影響する？
運転免許を有している人が、自転車で交通違反を犯した場合であっても、運転免許の点数に影響はありません。
ただし、自転車でひき逃げ事件などの重大な交通事故を起こした場合や、酒気帯び運転をはじめとする特に悪質・危険な違反を犯した場合には、6 か月を超えない範囲内で期間を定めて、運転免許の効力が停止されることがあります。

■ながらスマホ、反則金は 12,000 円
青切符は、赤切符と比べて、簡易な書類手続きとなり違反現場で迅速に処理でき、反則金を納付すれば、取調べや裁判を受ける必要がなく、前科もつかないため、時間的・手続き的な負担が軽減されます。
（反則金の例）
・携帯電話使用等（保持）の反則：12,000 円
・信号無視：6,000 円
・通行区分違反（右側通行、歩道走行など）:6,000 円
*悪質・危険な違反に直ちに当たることがないときは、原則として、検挙は行われず、指導警告が行われる。

■危険な行為を繰り返すと「自転車運転者講習」の対象に
交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為（危険行為）を繰り返すと、「自転車運転者講習」を受講しなければならなくなります。命令を無視してこの講習を受けなかった場合は、5 万円以下の罰金が科されます。

■自転車安全利用五則を守ろう！
警察庁の調査では、自転車の事故で亡くなった人の 8 割、けがをした人の 7 割が何らかのルール違反をしていたことが分かっています。
自転車を運転する際には、基本的なルールである「自転車安全利用五則」を遵守しましょう。

◎自転車安全利用五則
1.車道が原則、左側を通行／歩道は例外、歩行者を優先
2.交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3.夜間はライトを点灯
4.飲酒運転は禁止
5.ヘルメットを着用

自転車は私たちの日常生活に欠かせない乗り物ですが、ルールを守らないと、重大な事故などにつながる危険があります。
改めて自転車の運転ルールを確認し、安全・安心な利用を心がけるようにしてください

以上